

②③ 養護老人ホーム（※老人保健法施設）

自宅での生活が困難な高齢者がサポートを受け生活する施設

65歳以上で、身体・精神または環境上の理由や経済的な理由により自宅での生活が困難になった方を入所させ、食事サービス、機能訓練、その他日常生活に必要な便宜を提供することにより養護を行う施設です。

身の回りのことは自分でできる方が対象であり、自立した生活が継続できるよう、構造や設備の面で工夫されています。



対象者

65歳以上の低所得の方で、常時の介護は必要ではないが身体または精神の機能の低下が認められ、さらに、家族等による援助を受けることができず自宅での生活が困難な方

サービスの内容

食事や日常生活の支援 ほか

費用

本人および扶養義務者の収入に応じた費用負担があります。

手続き

入所を希望する場合は市区町村へ申請します。

入所の可否については市区町村が調査を行い決定します。

※介護が必要になった入所者に対しては、介護保険制度下の特定施設入居者生活介護等の形態でサービスを提供します。

（独）福祉医療機構「WAM NET」より引用

<北部地域 事業所一覧>

所在地	事業所名	事業所住所	電話	FAX	法人
名護市	名護厚生園指定介護老人福祉施設	名護市宮里5-4-29	52-3283	51-0654	(福) 沖縄県社会福祉事業団

H30年3月現在